

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該の翌日が休日は、その翌日)

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年十月、鳥取県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

附則第四項を次のように改める。

4 第三条の二第五項の規定の適用については、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十年十二月鳥取県条例第四十三号)附則第十項中「この条例の施行の日」とあるのは「昭和五十一年四月十一日」と、「昭和五十一年四月一日」とあるのは「同年十月一日」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

- ◆規 則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- ◆告 示 計量器の定期検査の実施(二件)
- 土地改良事業計画の適否の決定(二件)
- 基本測量の終了
- 出納長の権限に属する事務の委任
- ◆地労委告示 地方労働委員会あつせん員候補者の委嘱及び解任

告 示

鳥取県告示第五百八十二号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年七月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

鳥取県規則第五十号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第一百四十条の規定に基づき、米子市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第一百四十三条の規定により告示する。

昭和五十一年七月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

計量法第百四十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実施期日 実施時間 実施区域 実施場所

八月三十一日 午前十時から午後三時まで 米子市 福原中学校
九月一日 午前九時三十分から午後三時三十分まで 住吉公民館
二日 " " 義方公民館
三日 " " 就将小学校
六日 " " 啓成小学校
七日 " " 明道公民館
十六日 午前十時から午後三時まで

九月二十七日 午前九時三十分から午後三時三十分まで 鳥取市 鳥取市民会館
二十八日 " " " "
二十九日 " " " "
十月一日 午前十時三十分から正午まで 鳥取市農業協同組合中ノ郷支所
二日 午後一時から午後三時三十分まで 湖山地区公民館
三日 午前九時三十分から午後三時三十分まで 賀露地区公民館
四日 " " " 日進小学校
五日 " " " "
十五日 午前十時から午後三時まで

鳥取県告示第五百八十三号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第一百四十条の規定に基づき、鳥取市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第百四十三条の規定により告示する。

昭和五十一年七月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 計量法第百四十二条各号に掲げる計量器

実施期間

実施場所

昭和五十一年九月二十七日から
昭和五十二年三月三十一日まで

当該計量器の所在の場所

鳥取県告示第五百八十四号

昭和五十一年六月十四日付で日南町から申請のあつた土地改良（印賀地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年七月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年七月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百八十五号

昭和五十一年七月五日付けで青谷町から申請のあつた土地改良（桑原地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年七月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年七月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

鳥取県告示第五百八十六号

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年七月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量（土地条件調査簡易水準測量）

二 作業地域

鳥取市及び国府町

三 終了年月日

昭和五十一年七月五日

鳥取県告示第五百八十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百七十二条第四項の規定により、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させた。

昭和五十一年七月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

一 委任する事務

大阪フィルハーモニー交響楽団演奏会入場料の収納事務

二 委任を受ける出納員

鳥取県教育委員会事務局文化課
出納員 山根憲夫

三 委任する期間

昭和五十一年八月二日から昭和五十一年九月十八日まで

昭和五十一年七月三十日

鳥取県地方労働委員会会長 下田三子夫

鳥取県地方労働委員会告示第四号

鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者を昭和五十一年七月二十四日委嘱し、及び解任したので、労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、次のとおり告示する。

地方労働委員会告示

氏名	生年月日	住所	職業	電話番号	経験及び閱歴
国谷次夫	大一、一〇、一三	西伯郡名和町東坪一二一六	鳥取女子短期大学教授 鳥取県地方労働委員会委員	短大(自宅)八五八二二六一八一一 (〇八五九五四)八七三八	
北岡義尊			大阪家庭裁判所首席調査官		